

官報

号外 昭和五十七年二月十七日

第九十六回 参議院會議録第六号

昭和五十七年二月十七日(水曜日)

午後六時三十分開議

○議事日程 第六号

昭和五十七年二月十七日

午後三時開議

第一 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入る繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 昭和五十六年度水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

- 一、請暇の件
 - 一、国家公務員等の任命に関する件
 - 一、昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)
 - 一、昭和五十六年度特別会計補正予算(特第一号)
 - 一、昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第一号)
- 以下 議事日程のとおり

○議長(徳永正利君) これより會議を開きます。

中山太郎君から海外旅行のため明十八日から十日の間、お諮りいたします。

昭和五十七年二月十七日 参議院會議録第六号

請暇の件 国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件 昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)外二件

日間、鳩山威一郎君から海外旅行のため来る二十日から八日間、それぞれ請暇の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(徳永正利君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、人事官に加藤六美君を、

宇宙開発委員会委員に齋藤成文君を、

国家公安委員会委員に牛場大藏君を、

日本銀行政策委員会委員に平井富三郎君を、

中央社会保険医療協議会委員に伊藤善市君、中

村隆英君を、

商品取引所審議会会長に岡田覺夫君を、同委員

に久保田晃君、酒巻俊雄君、林周二君、森崎久壽

君を、

任命することについて、本院の同意を求めてまい

りました。

まず、人事官、日本銀行政策委員会委員の任命

について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

議事日程追加の件 昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)外二件

よって、いずれも同意することに決しました。次に、宇宙開発委員会委員、国家公安委員会委員及び商品取引所審議会委員のうち久保田晃君、酒巻俊雄君、林周二君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、中央社会保険医療協議会委員、商品取引所審議会会長及び商品取引所審議会委員のうち森崎久壽君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

○議長(徳永正利君) この際、日程に追加して、昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)昭和五十六年度特別会計補正予算(特第一号)昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第一号)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長植木光教君。

審査報告書

昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)

昭和五十六年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第一号)

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)外二件

右は本院において可決した。

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)は、歳出において、(1)災害復旧事業費の追加

(2)人事院勧告の実施に伴う国家公務員等の給与改善費の追加(3)農業共済再保険特別会計への繰入の追加等合計で六千二百七十一億円の追加を行い、他方、既定経費の節減及び予備費等の減額により二千八百九十八億円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、租税及び印紙収入について、最近までの収入実績等を勘案して四千五百二十四億円の減収を見込む一方、六千三百億円の公債を増発するとともに、前年度剰余金受入四百八十四億円を計上することとしている。

この結果、昭和五十六年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ三千三百七十二億三千三百一十九千九百九十九円となる。

昭和五十六年度特別会計補正予算(特第一号)は、一般会計予算補正に関連して、農業共済再保険特別会計、治水特別会計等八特別会計についてそれぞれ所要の補正を行うこととしている。

昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第一号)は、日本国有鉄道について仲裁裁定の実施等に伴い所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算作成後の事由に基づき、特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)

右は本院において可決した。

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)は、歳出において、(1)災害復旧事業費の追加

(2)人事院勧告の実施に伴う国家公務員等の給与改善費の追加(3)農業共済再保険特別会計への繰入の追加等合計で六千二百七十一億円の追加を行い、他方、既定経費の節減及び予備費等の減額により二千八百九十八億円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、租税及び印紙収入について、最近までの収入実績等を勘案して四千五百二十四億円の減収を見込む一方、六千三百億円の公債を増発するとともに、前年度剰余金受入四百八十四億円を計上することとしている。

この結果、昭和五十六年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ三千三百七十二億三千三百一十九千九百九十九円となる。

昭和五十六年度特別会計補正予算(特第一号)は、一般会計予算補正に関連して、農業共済再保険特別会計、治水特別会計等八特別会計についてそれぞれ所要の補正を行うこととしている。

昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第一号)は、日本国有鉄道について仲裁裁定の実施等に伴い所要の補正を行うこととしている。

昭和五十七年二月十七日 参議院會議録第六号

昭和五十六年度一般会計補正予算(第一号)外二件

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年二月十六日

参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十六年度特別会計補正予算(特第一号)
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年二月十六日

参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第一号)
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年二月十六日

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議長 福田 一

○植木光教君登壇、拍手
「植木光教君 ただいま議題となりました昭和五十六年度補正予算三案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、歳出につきまして災害復旧事業費、農業保険費、給与改善費など、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となった事項について措置を講ずることにしており、歳出の追加額は六千二百七十一億円でありますが、追加財源の捻出のため、既定経費の節減、予備費の減額等の修正減少を行うこととしておりますので、歳出の純追加額は三千三百七十二億円となっております。

歳入につきましては、本年度の租税及び印紙収入が、物価の予想以上の安定等により、価格や取引金額に課税される物品税、印紙税収入等が四百二十五億円の減収見通しとなりましたので、

その補てんと歳出の追加を賄うため、六千三百億円の公債増発のほか、専売納付金等税外収入の増加を計上しております。

本補正の結果、昭和五十六年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対し三千三百七十二億円増加して、四十七兆一千二百五十四億円となります。

また、一般会計予算の補正に関連して、農業共済再保険特別会計等入特別会計の補正が行われ、さらに政府関係機関予算では仲裁裁定の実施等に伴い日本国有鉄道予算補正を行うこととしております。

補正予算三案は一月二十五日国会に提出され、一月二十九日渡辺大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、二月十六、十七の両日、鈴木総理大臣及び関係各大臣に対し国政全般にわたり広範な質疑が行われましたが、以下、質疑の主なものを若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、航空自衛隊のF4ファントム戦闘機の改修問題に関し、「四十三年当時の国会論議を踏まえ、増田元防衛庁長官が爆撃装置撤去を約束した方針に反するのではないか。この改修を総理が承知していなかったことは、シビリアンコントロールに疑問が持たれる。また、予算執行を停止し、引き続き審議を継続するとの申し合わせの趣旨は何か」等の質疑があり、これに対し鈴木総理大臣及び伊藤防衛庁長官より、「増田元防衛庁長官の発言の真意は、他国を攻撃的、侵略的脅威のある装置は持たず、専守防衛に徹するというもので、今日もこの方針を政府は堅持している。F4ファントムの改修は耐用年数延長が主目的で、その際F15が装備しているコンピュータ等を装備すること、戦闘能力が付随的に向上する。四十三年当時取りやめた連続爆撃等の機能を復活するものではない。五十六年度の改修はF4ファントム一機を試験的に行う計画で、これは防衛庁長官の権限と責任で行われるべきで、量産段階を迎えたら

ならば、国防会議等に当然かけ、総理の了承を得ることになるので、特に今回のことで文民統制が機能していないとの批判は当たらない。さらにF4改修に係る五十六年度予算は執行を停止しているが、引き続き御審議をいただき、政府としては一日も早く執行されることを希望する」旨の答弁がありました。

次に、本補正に計上された租税印紙収入四千五百二十四億円の減額に関連して、「五十六年度の税収状況から見ても、もっと大幅な歳入欠陥が必至ではないか。その際の対策はどうか。さらに当初予算の二兆円の特別国債減額が、補正で三千七百五十億円の追加発行に追い込まれ、五十九年度特別国債財出の財政再建の方針が崩れたのではないか」等の質疑がありました。

これに対し鈴木総理大臣並びに渡辺大臣より、「税収見直しについては、現時点までの景気動向を初め、税収資料に基づいて精査したものである。しかし、税収見直しを正確に行うことは至難な上に、かつて行われた年度所屬区分の変更によって法人税見直しも非常に困難なこと、わが国経済の国際化に伴い、海外経済や為替相場の動向等も大きな影響を与えること等も御理解願いたい。補正後予算の歳入に余り大きな狂いは生じないと考えているが、仮に発生した場合には、現在の制度を活用し行政執行に支障がないようにしたい。特別国債の増発については、今年度災害が多発したことにより農業共済等の支払いがふえ、やむを得なかった。しかし、五十四年度には約四〇%の国債依存率が、五十六年度二七%、来年度は二一%と着実に改善されており、今後とも歳出の節減と行政改革によって、五十九年度までに特別国債依存体質の改善を図る決意である」旨の答弁がありました。

最後に、経済景気動向について、「五十六年度政府経済見通しの内需拡大、物価安定両立の経済運営が大きく崩れ、消費不況と言われる現状をどう改善するのか」との質疑があり、これに対し河

本経済企画庁長官より、「物価の安定は経済運営の基本で、これを基礎に消費の拡大を初め、民間設備投資の拡大、住宅対策の推進、さらに財政関係では公共事業費の前倒し執行等に留意して、機敏で適切な対策をとることによって景気の回復を図りたい。ただ、米国の高金利政策がわが国の経済運営の政策選択の幅を狭めている点を御理解願いたい」旨の答弁がありました。

なお、質疑はその他広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して矢田部委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して岩崎委員が賛成、公明党・国民会議を代表して田代委員が反対、日本共産党を代表して伊藤委員が反対、民社党・国民連合を代表して伊藤委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和五十六年度補正予算三案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 三案に対し、討論の通告がございませう。発言を許します。山田議員。

「山田議員登壇、拍手」

○山田議員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となっております昭和五十六年度補正予算三案に対し、反対の討論を行うものであります。

言うまでもなく、今日のわが国の経済及び財政の状況は、かつてない厳しい局面にあります。政府は、昨年五月、早々と景気底離れ宣言を出し、国民に明るい期待を振りまいてきました。しかし、現下の経済の状況を見ると、対内的には著しい内需の不振と、それによる税収の落ち込みが続いているとともに、対外的には貿易摩擦が再燃しており、その現状は日々深刻化しております。この

よる現状を前にして、政府の景気底離れ宣言は全くの妄想にすぎず、政府のもくろんだ五十六年度内需主導型の経済運営は完全な失敗に終わったと言わざるを得ないのであります。

内需不振の要因である在庫調整のおくれや、実収入の伸び悩みといった重要問題に対し、何らの有効適切な対策を講じてこなかった政府の責任はまことに重大であります。そして、その影響は経済のあらゆる方面に及んでおります。

輸出依存度の高い大企業はともかく、国内需要に多くを依存せざるを得ない中小企業の景気は冷え込んだまま、設備投資は著しく低迷しているとともに、企業倒産件数も昨年秋季から再び増加傾向にあり、十月から十二月の平均は、危機ラインと呼ばれる千五百件を突破し、千六百件近くにも達しております。また、個人消費は、物価安定下であるにもかかわらず、一向に回復してきておりません。国民総支出における民間最終消費支出は、四月から六月〇・三%の後、七月から九月初はわずかに〇・一%の上昇にすぎません。

また、国民の悲願である個人の住宅建設も、可処分所得の伸び悩みに加え、価格の上昇によって住宅取得能力はさっぱり上昇せず、依然として減少を続け、政府見通しの百三十万戸は遠く及ばず、昨年実績の百二十万戸はおろか百十万台をそこにとどまる見通しであります。その結果は、五十六年度四月から六月までの経済成長率一・二%のうち、内需はわずかに〇・二%、残り一%を外需に依存するといふ完全な外需依存型の経済成長となり、さらに七月から九月までには内需はマイナス〇・二%と、逆に成長の足を引っ張る状況になっております。加えて、昨今では成長を支えていた輸出にまで鈍化の傾向があらわれており、二年続きの三%台成長の声を聞かされております。こうした内需低迷の経済は、一方で税収不振として財政再建を脅かしております。十二月末累計の租税印紙収入の進捗状況は依然として昨年度を下回ったままであり、このままでは歳入欠陥の

昭和五十七年二月十七日 参議院会議録第六号

おそれは十分あると見なければならぬのであります。

このような状況のもとで編成された五十六年度補正予算案は、当初、財政再建を最大の政治課題に不転換の決意で臨んだはずの五十六年度予算の補正としては、きわめて重大な問題を含んでおります。以下、四点にわたって反対の理由を申し述べます。

第一に、政府の税収見通しがきわめて不正確かつざさんであるという点であります。

本補正予算案において、政府は五十六年度税収を約四千五百億円修正減少いたしました。それも政府の経済運営の失敗によるものであることは明らかであります。修正の内訳を見ますと、まことに理解に苦しむのであります。すなわち、所得税、物品税の修正は行われておりますものの、現在最も落ち込んでおります法人税については何らの修正も行われていないのであります。そして、その一方では、すでに去る十二月、当初の経済見通しを修正して、法人税収と密接な関係にある鉱工業生産活動の実績見込みを一%ポイントも引き下げております。このような情勢の中で、ひとり法人税収入のみが当初見積もりどおりにおさまるとはとうてい考えられません。政府の経済見通しと予算には全く整合性がないと言わざるを得ません。

さらに政府は、税収不振の原因を物価の鎮静化によるものだとし、言外に調整インフレを示唆するような発言すら行っているとともに、歳入不足が生じた場合には決算調整資金を使用すればよいとの無責任な姿勢が見え隠れしております。みずからの失政を顧みず、税収不振の原因を物価安定のせいにする政府の姿勢はきわめて遺憾であり、断じて許すことはできません。

第二は、五十五年度一兆円の特別公債減額に続き、五十六年度も二兆円の減額を鈴木内閣の公約として掲げながら、予想外の税収不足が生じたことを理由に、補正予算でいとも簡単に公約を放棄

し、特別公債三千七百五十億円の追加発行を行った点であります。

これによって鈴木内閣の財政再建計画は大きくつまづいたばかりか、これまで政府を信頼してきた国民を欺く結果となったことは残念というほかはありません。当初予算において二兆円が減額されても、補正予算でそれが守られなければ何のための公約かと疑わざるを得ないのであります。財政再建に政治生命をかけると明言しておきながら、みずから自己の公約を破った鈴木内閣の政治責任はまことに重大であります。みずからの経済政策の失敗によって生じた税収の落ち込みを安易な特別公債の増発によって補おうとする政府の態度は、断じて容認できるものではありません。

第三は、既定経費の節減が補正予算の大きな財源として使われているということであり、いまや、行政経費の節減は国民的な要求であることは言うまでもありませんが、本補正予算案において六百億円余の経費の節減及び不用額が計上されており、これが大きな財源として使われているというところは、いわば政府の当初予算編成のあり方に大きな問題があったと言わざるを得ません。そしてまた、五十六年度補正で千八百五十八億円減額を行った予備費が、五十七年度予算では五十六年度当初予算と同額の三千五百億円を計上し、その誤りを再び繰り返そうとしていることは、まことにふまじい姿勢であると断ぜざるを得ないのであります。財政再建が喫緊の課題である今日、予算の編成にはさらに厳しい態度が望まれるにもかかわらず、政府にその姿勢が見られないことはまことに遺憾であると言わなければなりません。

第四は、公債の消化方法について触れたいと存じます。

五十年補正予算以降、毎年度十兆円を超える莫大な公債が発行されてきており、五十六年度当初予算においても十二兆七千七百億円もの公債が予定され、今年度末にはその累積残高は八十二兆円を超えると言われております。その結果、市場には公債があふれ、その消化は次第に困難になってきていることは事実であり、もはや公債の多様化政策だけでは対応できなくなっているばかりでなく、一方では金利の自由化が必至の情勢になってきております。市場の実勢を無視した低金利発行によって、ついに昨年七月、八月と続いて発生した休債という異常事態は、何よりも明確にそのことを物語っております。

しかるに、これまで政府のとってきた措置は、非市場性公債の発行という金利自由化の流れに全く逆行するものであります。このような重大問題について何ら反省を加えることなく、今回さらに三千七百億円もの特別公債を発行しようという措置については全く理解に苦しむものと言わざるを得ません。

以上四点を強く指摘し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(徳永正利君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。

○議長(徳永正利君) 日程第一 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特別に関する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案外一件 一一七

昭和五十七年二月十七日 参議院會議録第六号

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長河本嘉久蔵君。

審査報告書

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年二月十六日

大蔵委員長 河本嘉久蔵

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十六年度において、低温、暴風雨等による水稲、ばれいしよ、りんご等の被害が異常に発生したことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定に生ずる再保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において、一般会計からこれらの勘定に繰り入れようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案施行のため、昭和五十六年度一般会計補正予算において、農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入額として、四百九十三億二千

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案外一件

七百十万二千円、果樹勘定への繰入額として、百十六億七千万円がそれぞれ計上されている。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年二月十六日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

一 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定

における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金並びに果樹勘定における果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十六年度において、一般会計から、同特別会計の農業勘定に四百九十三億二千七百十万二千

円、果樹勘定に百十六億七千万円を限り、それぞれ繰り入れることができる。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項(同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

昭和五十七年二月十六日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金に ついての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年二月十六日

大蔵委員長 河本嘉久蔵

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和五十六年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案施行に伴う租税の減収見込額は、昭和五十六年度約十二億円である。

昭和五十七年二月十六日

衆議院議長 福田 一

要領書

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金に ついての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金に ついての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十六年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和

四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取

得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔河本嘉久蔵君登壇、拍手〕

○河本嘉久蔵君 たいま議題となりました両案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案は、昭和五十六年度において、低温、暴風雨等による水稲、パレイシヨ、リソゴ等の被害が異常に発生したことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定及び果樹勘定に生ずる再保険金の支払い財源の不足に充てるため、必要な資金を一般会計からこれらの勘定に繰り入れようとするものであります。

次に、昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和五十六年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞ

れ税負担の軽減を図ろうとするものであります。委員会におきましては、両案を一括して質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、両案は討論なく、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時散会

出席者は左のとおり。

議長	徳永正利君
副議長	秋山長造君
議員	鶴岡洋君 中野鉄造君
	大川清幸君 渡部通子君
	和泉照雄君 馬場富君
	高木健太郎君 小西博行君
	桑名義治君 中野明君

三木忠雄君	中村鋭一君
伊藤郁男君	大坪健一郎君
塩出啓典君	太田淳夫君
原田立君	宮崎正義君
柳澤鍊造君	井上計君
前田勲男君	岩上二郎君
藤原房雄君	峯山昭範君
田代富士男君	三治重信君
坂元親男君	矢追秀彦君
鈴木一弘君	渋谷邦彦君
栗林卓司君	木島則夫君
志村愛子君	二宮文造君
多田省吾君	小平芳平君
藤井恒男君	田淵哲也君
新谷寅三郎君	安井謙君
青島幸男君	山田勇君
江田五月君	前島英三郎君
秦豊君	田英夫君
野末陳平君	宇都宮徳馬君
三浦八水君	松尾官平君
井上孝君	板垣正君
岩本政光君	山本富雄君
谷川寛三君	円山雅也君
堀江正夫君	降矢敬雄君
降矢敬義君	福島茂夫君
下条進一郎君	戸塚進也君
平井卓志君	林道君
安孫子藤吉君	井上吉夫君

大鷹 淑子君	遠藤 要君
長谷川 信君	細川 護熙君
河本嘉久蔵君	金井 元彦君
片山 正英君	嶋崎 均君
稻嶺 一郎君	中村 太郎君
中西 一郎君	松垣徳太郎君
入木 一郎君	郡 祐一君
塚田十一郎君	田中 正巳君
白井 莊一君	熊谷太三郎君
源田 実君	安田 隆明君
藤田 正明君	北 修二君
田原 武雄君	竹内 潔君
成相 善十君	林 寛子君
宮澤 弘君	杉山 令肇君
藤井 孝男君	村上 正邦君
松浦 功君	森山 眞弓君
田代由紀男君	江島 淳君
大河原太一郎君	大木 浩君
岡部 三郎君	堀内 俊夫君
遠藤 政夫君	藤井 裕久君
野呂田芳成君	高平 公友君
高橋 圭三君	鈴木 正一君
大島 友治君	亀井 久興君
上條 勝久君	斎藤栄三郎君
坂野 重信君	山東 昭子君
梶木 又三君	斎藤 十朗君
古賀雷四郎君	上田 稔君
増田 盛君	中山 太郎君

町村 金五君	西村 尚治君
楠 正俊君	山内 一郎君
加藤 武徳君	藏内 修治君
木村 睦男君	小澤 太郎君
植木 光教君	増岡 康治君
真鍋 賢二君	美濃部亮吉君
山田耕三郎君	中山 千夏君
福田 宏一君	仲川 幸男君
名尾 良孝君	内藤 健君
梶原 清君	川原新次郎君
関口 恵造君	田沢 智治君
高木 正明君	村沢 牧君
熊谷 弘君	岩崎 純三君
伊江 朝雄君	後藤 正夫君
丸谷 金保君	鳩山威一郎君
福岡日出磨君	宮田 輝君
森下 泰君	佐々木 満君
目黒今朝次郎君	寺田 熊雄君
石本 茂君	鈴木 省吾君
長田 裕二君	土屋 義彦君
村田 秀三君	野田 哲君
初村滝一郎君	世耕 政隆君
岩動 道行君	玉置 和郎君
対馬 孝且君	小谷 守君
本岡 昭次君	鈴木 和美君
山田 讓君	坂倉 藤吾君
下田 京子君	大森 昭君
松前 達郎君	高杉 穂忠君

近藤 忠孝君	勝又 武一君
安恒 良十君	吉田 正雄君
安武 洋子君	佐藤 昭夫君
広田 幸一君	矢田部 理君
志苦 裕君	粕谷 照美君
片山 基市君	沓脱タケ子君
片岡 勝治君	宮之原貞光君
和田 静夫君	竹田 四郎君
神谷信之助君	小山 一平君
田中寿美子君	戸叶 武君
小笠原貞子君	市川 正一君
瀬谷 英行君	青木 薪次君
赤桐 操君	小柳 勇君
阿具根 登君	藤田 進君
上田耕一郎君	宮本 顕治君
内閣総理大臣	鈴木 善幸君
法務大臣	坂田 道太君
外務大臣	櫻内 義雄君
大蔵大臣	渡辺美智雄君
文部大臣	小川 平二君
厚生大臣	森下 元晴君
農林水産大臣	田澤 吉郎君
通商産業大臣	安倍晋太郎君
運輸大臣	小坂徳三郎君
郵政大臣	箕輪 登君
労働大臣	初村滝一郎君

建設大臣	始関 伊平君
自治大臣	世耕 政隆君
国家公安委員 会委員長	宮澤 喜一君
内閣官房長官	田邊 國男君
総務大臣	中曾根康弘君
総務府総務長	
沖繩開発庁長	
行政管理局長	
北海道開発庁 長官	松野 幸泰君
国土庁長官	
防衛庁長官	伊藤宗一郎君
経済企画庁長	河本 敏夫君
科学技術庁長	中川 一郎君
国務大臣 (環境庁長官)	原 文兵衛君

議員派遣中の議員

中村 啓一君	夏目 忠雄君
八百板 正君	中尾 辰義君

議長の報告事項

去る一月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠
木村 睦男君 梶原 清君

議院運営委員
梶原 清君 補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
理事 岩崎 純三君 (竹内潔君の補欠)
理事 矢田部 理君 (赤桐操君の補欠)
理事 田代富士男君 (大川清幸君の補欠)
理事 柳澤 鍊造君 (田淵哲也君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
昭和三十五年年度国有財産増減及び現在額総計算書
昭和三十五年年度国有財産無償貸付状況総計算書

昭和三十五年年度国有財産増減及び現在額総計算書
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)
郵政省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)
郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第一

三号)

労働省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)
同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 予算の執行状況に関する調査
一、目的 予算の執行状況について調査し、今後における予算審査に資する。
一、方法 関係者から説明を聴取し、資料を収集し、また、必要に応じて実地調査を行う。
一、期間 今期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和三十七年一月二十九日

予算委員長 植木 光教

参議院議長 徳永 正利殿

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣審議官 小野 博義君
内閣総理大臣官 水田 努君
内閣対策室長 柳川 成顕君
内閣総務審議官 柳川 成顕君
総理府人事局次長 廣瀬 勝君
臨時行政調査会事務局次長 佐々木晴夫君
臨時行政調査会事務局首席調査員 山本 貞雄君
北方対策本部審議官 橋本 豊君

警察庁長官官房審議官 鈴木 良一君

警察庁刑事局保安部長 谷口 守正君

行政管理庁長官官房審議官 門田 英郎君

行政管理庁行政管理局審議官 古橋源六郎君

北海道開発庁計画監理官 富士野昭典君

経済企画庁調整局審議官 大竹 宏繁君

経済企画庁物価局審議官 佃 近雄君

経済企画庁総合計画局審議官 川合 英一君

科学技術庁長官官房審議官 高岡 敬展君

科学技術庁原子力安全局長 後藤 宏君

環境庁長官官房審議官 大山 信君

環境庁企画調整局環境保健部長 七野 護君

国土庁長官官房審議官 川俣 芳郎君

法務大臣官房審議官 龜山 継夫君

法務大臣官房司 千種 秀夫君

法制調査部長 藤井 宏昭君

外務大臣官房審議官 松田 慶文君

外務大臣官房参事官 堂ノ脇光朗君

同 宇川 秀幸君

同 都甲 岳洋君

外務大臣官房参事官 妹尾 正毅君

外務省経済局長 水野 繁君

大蔵大臣官房審議官 佐藤 徹君

同 矢澤富太郎君

同 水野 勝君

同 勝川 欣哉君

同 吉田 正輝君

大蔵省理財局長 酒井 健三君

同 小幡 俊介君

大蔵省国際金融局長 大場 智満君

文部大臣官房審議官 宮野 禮一君

厚生大臣官房総務審議官 正木 馨君

厚生大臣官房審議官 吉原 健二君

同 下村 健君

厚生省環境衛生局水道環境部長 山村 勝美君

厚生省医務局長 山本 純男君

農林水産大臣官房総務審議官 関谷 俊作君

農林水産大臣官房審議官 大坪 敏男君

同 古谷 裕君

同 戸田 博愛君

通商産業大臣官房審議官 斎藤 成雄君

同 植田 守昭君

同 平河喜美男君

通商産業省通商政策局長 黒田 真君

通商産業省基礎産業局アルコール事業部長 石川不二夫君

通商産業省機械情報産業局長 石井 賢吾君

資源エネルギー庁長官官房審議官 高橋 宏君

運輸大臣官房総務審議官 石月 昭二君

運輸大臣官房観光部長 西村 康雄君

運輸省鉄道監督局国有鉄道部長 永光 洋一君

運輸省鉄道監督局民営鉄道部長 犬井 圭介君

運輸省自動車局整備部長 宇野 則義君

運輸省航空局次長 山本 長君

労働大臣官房審議官 寺園 成章君

同 小粥 義朗君

労働省労働基準局賃金福祉部長 望月 三郎君

労働省職業安定局失業対策部長 加藤 孝君

建設大臣官房総務審議官 川上 幸郎君

建設省住宅局参事官 松谷君一郎君

自治大臣官房審議官 小林 悦夫君

同 矢野浩一郎君

同 坂 弘二君

同 津田 正君

自治省行政局公務員部長 大嶋 孝君

自治省行政局選挙部長 大林 勝臣君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣審議官小野博

義君外七十一名(同日議長承認)を第九十六回国会

政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

梶原 清君 木村 睦男君

議院運営委員

辞任 補欠

木村 睦男君 梶原 清君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され

た。

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

法人税法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

去る三日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

青島 幸男君 山田 勇君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員秦豊君提出(第九十五回国会)航空法

等の運用の実態に関する質問に対する答弁書

去る六日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり

異動があつたのでその政府委員としての資格を失

つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職後の異動年月日

官職名 氏名 官職名 年月日

経済企画庁長官官房会計課 横溝 雅夫君 経済企画庁調査局 昭五二六

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者

を第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

経済企画庁長官官房会計課長 守屋 友一君

去る八日内閣総理大臣から議長宛、経済企画庁長官官房会計課長守屋友一君(二月六日議長承認)を

第九十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任 補欠

近藤 忠孝君 小笠原貞子君

運輸委員

辞任 補欠

小笠原貞子君 近藤 忠孝君

予算委員

辞任 補欠

山田 勇君 喜屋武眞榮君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び

納付金に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第一九号)

沖繩振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(閣法第二三号)

機械類信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

労働省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

内閣委員会に付託

法務委員会に付託

法務委員会に付託

法務委員会に付託

法務委員会に付託

法務委員会に付託

法務委員会に付託

外務委員会に付託

農業共済再保険特別会計における農作物共済、
 畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払
 財源の不足に充てるための一般会計からする繰
 入金に関する法律案(閣法第七号)

大蔵委員会に付託
 同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づ
 く昭和五十七年度地方団体の歳入歳出総額の見込
 額書を受領した。
 去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞
 任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任 補欠
 小笠原貞子君 近藤 忠孝君

運輸委員

辞任 補欠
 近藤 忠孝君 小笠原貞子君

予算委員

辞任 補欠
 小野 明君 片岡 勝治君
 丸谷 金保君 山田 謙君

決算委員

辞任 補欠
 山田 謙君 丸谷 金保君

議院運営委員

辞任 補欠
 片岡 勝治君 赤桐 操君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
 た。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案(閣

法第三二号)

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措
 置法の一部を改正する法律案(閣法第三三号)

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正
 化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正す
 る法律案(閣法第三四号)

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進
 法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認
 を求めるの件(閣承認第一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
 た。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
 厚生省設置法の一部を改正する法律案(閣法第
 二九号)

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第三六
 号)

内閣委員会に付託
 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す
 る法律案(閣法第三〇号)

社会労働委員会に付託
 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律
 案(閣法第三一号)

農林水産委員会に付託
 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
 れた。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託
 した。
 昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金につ
 いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法
 律案(大蔵委員長提出)(衆第四号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された
 次の議案を地方行政委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法
 第八号)

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいの
 で、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本
 院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月二十二日任期満了による再任)

加藤 六美

同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に
 任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第
 一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求
 書を受領した。

記

(三月三十一日任期満了による再任)

齋藤 成文

同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に
 任命したいので、警察法第七条第一項の規定に基
 づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(二月二十一日任期満了の池田深の後任)

牛場 大蔵

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委
 員に任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第
 三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求
 書を受領した。

記

(三月二十一日任期満了による再任)

平井富三郎

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議
 会委員に任命したいので、社会保険審議会及び社
 会保険医療協議会法第十五条第五項の規定に基
 づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(二月十四日任期満了による再任)

伊藤 善市

(同日任期満了の高橋正雄の後任)
 同日内閣から、左記の者を商品取引所審議会会長
 及び同委員に任命したいので、商品取引所法第百
 三十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求め
 る旨の要求書を受領した。

記

(三月三十一日任期満了による再任)(会長)

岡田 覺夫

(同)(委員)

久保田 晃

(同日任期満了の原田俊夫の後任)(同)

酒巻 俊雄

(同日任期満了による再任)(同)

林 周二

(同)(同)

森崎 久壽

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
 があつたのでその政府委員としての資格を失つた
 旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 異動後の氏名 年月日 異動
 人事院事務総局長 斧 誠之助君 人事院事務総局長 昭モリニニ
 人事院事務総局長 長橋 進君 人事院事務総局長 同
 同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

人事院事務総局任用局長 白戸 厚君
 人事院事務総局給与局長 斧 誠之助君
 同日内閣総理大臣から議長宛、人事院事務総局任用局長白戸厚君外一名(同日議長承認)を第九十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
 辞任 補欠
 山田 護君 丸谷 金保君

決算委員
 辞任 補欠
 丸谷 金保君 山田 護君
 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第三十七号)

国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
 アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件(閣法第三三号)

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めめるの件(閣法第四号)

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(閣法第三八号)
 外務委員会に付託
 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三九号)
 社会労働委員会に付託

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
 辞任 補欠
 丸谷 金保君 山田 護君

決算委員

辞任 補欠
 山田 護君 丸谷 金保君
 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)
 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めめるの件(閣法第二二号)

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
 辞任 補欠
 福田 宏一君 大河原太一郎君

法務委員
 辞任 補欠
 宮本 顕治君 近藤 忠孝君

大蔵委員
 辞任 補欠
 大河原太一郎君 福田 宏一君

社会労働委員
 辞任 補欠
 関口 恵造君 初村滝一郎君

予算委員
 辞任 補欠
 丸谷 金保君 山田 護君

予算委員

辞任 補欠
 中野 鉄造君 多田 省吾君
 亀長 友義君 江島 淳君
 安恒 良一君 丸谷 金保君
 上田耕一郎君 佐藤 昭夫君
 田淵 哲也君 栗林 卓司君
 柳澤 鎌造君 伊藤 郁男君
 野末 陳平君 秦 豊君
 喜屋武眞榮君 山田 勇君

辞任 補欠
 丸谷 金保君 安恒 良一君

議院運営委員
 辞任 補欠
 江島 淳君 亀長 友義君
 栗林 卓司君 田淵 哲也君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆法第四号)
 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第八号)
 地方行政委員会に付託
 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払

財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(閣法第七号)

大蔵委員会に付託

昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第一号)

昭和五十六年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第二号)

昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第三号)

予算委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地域改善対策特別措置法案(閣法第四二号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(閣法第七号)審査報告書
昭和五十六年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第四号)審査報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
外務大臣官房審議官	堂ノ脇光朗君	在ホノルル日本国総領事館総領事	昭五・二・二六

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房審議官 田中 義具君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房審議官田中義具君(同日議長承認)を第九十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

昭和五十六年度一般会計補正予算(第1号)、昭和五十六年度特別会計補正予算(特第1号)及び昭和五十六年度政府関係機関補正予算(機第1号)審査報告書

〔参照〕

二月十六日議長において、左のとおり議席を変更した。

- 一五一 木村 睦男君
- 一五三 植木 光教君

昭和五十七年二月十七日 参議院會議録第六号

二六

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五二四二(大代)

定価 一〇部